

地 域 で 守 ろ う 豊 か な 自 然

2月号

新春
特集号

January 2020

水土里ネット笹川



第15回水土里ネット笹川写真コンテスト 最優秀賞「秋、喜び」 庄司渡さん

Contents ○ 目次

2. ごあいさつ
3. 財務状況の公表
4. 笹川今野川土地改良区合併・研修
5. 事業実施状況
7. 第15回写真コンテスト入賞作品紹介
8. 改良区からのお知らせ



恭賀新年

新年のご挨拶

笹川土地改良区

理事長 村上 誠



新春を迎え、組合員の皆様には謹んで新年のお慶びを申し上げます。

平素より本土地改良区の事業推進並びに運営に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返ってみると、地球温暖化の影響による気象変動が激しくなって来ているなか、災害の多い年でありました。8月の九州北部集中豪雨や9月の千葉県を中心とした台風15号、東日本を中心に襲った台風19号等、今までにない大災害に見舞われました。被災された皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、昨年の稻作は、春は低温により苗の生育と春作業が遅れ、夏場は好天が続き用水不足が心配されましたが、農作物への影響もなく秋の収穫を迎えることができました。

『土地改良は未来への礎』をスローガンに昨年夏の衆議院議員選挙において、我々土地改良の代表である宮崎まさお候補が初当選いたしました。これも組合員の皆様方からの力強いご支援とご協力の賜物と思っております。宮崎議員が誕生したことで12年ぶりに参議院に土地改良の代表が2名となり、今後は進藤議員と共に農業農村が中長期的に発展する様にご活躍されることを大いに期待している所であります。

さて、平成31年度の事業はほ場整備事業を主体に

進めており、鎌田地区農地整備事業は権利者会議を終え、いよいよ事業も完成を迎えようとしております。

また、金森目地区農地整備事業は本年度より面工事が着工し13.7haを施行しており、笹川左岸上流地区と中川代地区は共に事業採択に向け調査事業を進めています。

来年度完成見込みとなっている黒岩堰地区農村地域防災減災事業は、総事業費4億6千万円で水路延長3.4km、地元負担なしの工事で関係集落の方々も期待している所であります。

また、当改良区関連の事業として地域用水環境整備事業(再生可能エネルギー)は、総事業費2億円で今年度着工し令和4年度完成見込みであります。

多面的機能支払交付金につきましては各集落において活発に活動をしており、長寿命化と併せ計画的に事業を展開しており、優れた土地改良区と評され、県内はもとより県外からも視察に来ております。

昨年8月には鶴岡市長立ち合いのもと合併予備調印式を執り行い、今後山形県へ合併認可申請し、令和2年4月1日合併の運びとなっております。

最後に、大変厳しい農業情勢ですが、事業の推進、管理運営並びに農村環境保全に役職員一同、努力していく所存であります。組合員並びに地域の皆様にとりまして良い新年を迎えますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

笛川土地改良区財務状況の公表について

平成30年度の各会計別収入支出決算並びに財産目録等について、
去る令和元年9月5日開催の第1回臨時総代会において承認されたので、お知らせします。

1. 平成30年度 会計別決算額

一般会計

◎収入 (単位：円)

款別	決算額	割合
賦課金	109,041,276	61.2%
雑収入	11,486,660	6.4%
補助金	17,949,000	10.1%
繰入金	9,554,426	5.3%
借入金	13,500,000	7.6%
繰越金	16,728,909	9.4%
収入合計	178,260,271	100.0%

◎支出 (単位：円)

款別	決算額	割合
事務所費	40,135,210	25.4%
選挙費	0	0.0%
事務所管理費	5,835,862	3.7%
維持管理費	67,881,730	43.0%
借入金	1,612,093	1.0%
負担金	18,637,302	11.8%
搬出金	2,753,100	1.7%
補助金	0	0.0%
諸費用	8,672,726	5.5%
繰出金	12,404,000	7.9%
予備費	0	0.0%
支出合計	157,932,023	100.0%

特別会計

(単位：円)

会計区分	予算額	収入	支出	繰越金
農業基盤整備事業費	17,313,000	17,375,734	13,822,666	3,553,068
県営笛川東部事業費	9,436,000	9,441,337	5,477,000	3,964,337
県営笛川北部事業費	11,638,000	11,640,390	6,933,000	4,707,390
鎌田地区県営農地整備事業費	23,947,000	23,979,109	21,730,295	2,248,814
金森目地区県営農地整備事業費	29,027,000	29,034,674	28,201,055	833,619
農地流動化支援水利用調整事業費	681,000	683,448	389,664	293,784
維持管理委員会	5,191,000	5,192,035	1,487,160	3,704,875
特別会計積立金	68,892,000	68,918,914	17,328,599	51,590,315
地区除外決済金	638,000	633,214	422,304	210,910
統合整備推進費	1,405,000	1,404,001	1,258,054	145,947
特別会計合計	168,168,000	168,302,856	97,049,797	71,253,059

2. 財産目録

(単位：円)

資産の部	
1. 流動資産	93,073,786
1) 現金及び預金	39,780,082
2) 未収入金	668,979
3) 特定資産	51,801,225
4) 基本財産	823,500
2. 固定資産	63,705,431
1) 土地	31,205,016
2) 建物設備	27,643,500
3) 備品	4,856,915
資産合計	156,779,217

負債の部	
1. 長期負債	156,217,977
1) 日本政策金融公庫借入金	91,959,817
2) 庄内たがわ農業協同組合借入金	64,258,160
2. 短期負債	51,801,225
負債合計	208,019,202

笛川・今野川土地改良区合併

令和元年8月19日にグランドエル・サンに於いて、

皆川治鶴岡市長を立会人に笛川土地改良区（理事長 村上 誠）と
今野川土地改良区（理事長 山口 三郎）の合併予備契約書調印式が執り行われました。

9月に開催した両土地改良区の臨時総代会で合併予備契約書の承認及び

合併決議を行い、令和2年4月1日の合併を目指します。

合併は笛川土地改良区が今野川土地改良区を吸収する形で、

笛川が存続土地改良区となり、合併後の管理面積は2,647ha、組合員は851人（重複含む）、

総代数は43人の体制になります。



合併予備契約書調印式の様子



左：村上理事長、中：皆川市長、右：山口理事長



秋田市土地改良事業
事務担当者連絡協議会が
研修に来られました

令和元年11月14日、秋田市土地改良事業事務担当者連絡協議会の皆さん（12名）が来られ、土地改良区の概要及び管理施設、統合整備について研修して行かれました。

会津宮川土地改良区 (事業実施地区役職員)が 研修に来られました

令和元年12月4日、会津宮川土地改良区区域内の事業実施地区役員、職員の皆さん（8名）が来られ、鎌田地区経営体育成基盤整備事業の概要について研修して行かれました。



豊浦地区
農地整備事業推進協力会
が研修に来られました

令和元年12月6日、豊浦地区農地整備事業推進協力会の役員、職員の皆さん（15名）が来られ鎌田地区経営体育成基盤整備事業の概要及び現地視察をされました。

令和元年度 事業実施状況

鎌田地区経営体育成基盤整備事業

◎工事名 令和元年度鎌田地区経営体育成基盤整備事業 第1工区工事

◎工期 令和元年9月24日～令和2年2月28日

◎受注者 菅陸建設 株式会社

◎事業概要 昨年度に引き続き地下灌漑工事を実施しています。残り21.5haの工事と来年度の補完工事で本事業において計画している工事が完了する予定です。

地下灌漑工 A=21.5ha

その他諸工事 一式



地下灌漑配管及び真奈子施工

◎権利者会議について

令和元年10月10日に 笹川土地改良区に於いて、鎌田地区権利者会議を執り行い、換地計画について満場一致で承認されました。現在は、換地計画の公告総覧期間になっており公告終了後、換地処分公告、換地処分登記の順に行う予定です。



鎌田地区権利者会議

金森目地区経営体育成基盤整備事業

◎工事名 令和元年度金森目1期地区経営体育成基盤整備事業 第1工区工事

◎工期 令和元年6月28日～令和2年2月28日

◎受注者 株式会社 佐藤工務

◎事業概要 本年度より区画整備工事を実施しており下記の工種・数量で行う予定です。

区画整備工事 A=13.7ha

・整地工 A=13.7ha

・用水路工 L=3,182.2m

・排水路工 L=1,719.0m

・道路工 L=2,475.7m



市道より左が整備中、右が未整備

◎工事名 (予定) 令和元年度金森目1期地区経営体育成基盤整備事業 第2工区工事

◎工期 令和元年12月(未定)～令和2年3月25日

◎受注者 令和元年12月の入札にて決定

◎事業概要 ほ場整備内のパイプラインに水を流すための調整池を造る予定です。

調整池工 一式



区画整備状況

黒岩堰地区農村地域防災減災事業

◎工事名 令和元年度黒岩堰地区農村地域
防災減災事業 第1工区工事

◎工期 令和元年7月26日～令和2年1年31日

◎受注者 株式会社 山田工務店

◎事業概要

昨年度施工した用水路の下流約246.9m設置と
敷砂利の施工ですが、昨年中にはほぼ工事は完了
しています。

水路工 L=246.9m

敷砂利工 A=3,900m²



笹川地区地域用水環境整備事業(小水力発電)

◎工事名 令和元年度笹川地区地域用水環境整備事業
(小水力発電) 第1工区工事

令和元年度笹川地区地域用水環境整備事業
(小水力発電) 第2工区工事

◎工期 令和元年9月20日～令和2年3月25日(1工区)
令和元年10月11日～令和2年3月25日(2工区)

◎受注者 株式会社 山田工務店(1工区)
有賀建設 株式会社(2工区)

◎事業概要

1工区工事は流量調整用の取水施設(ヘッドタンク)及び導
水管、付帯設備の施工を行い2工区工事は発電機等を設置
するための建築工事(建屋のみ)を行う予定です。

(1工区) 取水施設工 一式

導水管工 115.9m(予定)

付帯工 一式

(2工区) 建築工事 一式



(1工区) 取水施設設置状況



(2工区) 建築建設状況

その他の事業

左岸上流地区調査事業(調査事業3年目)

ほ場整備事業採択に必要な調査業務を実施しています。

中川代地区調査事業(調査事業1年目)

ほ場整備事業採択に必要な調査業務を実施しています。

維持管理適正化事業

本年度の適正化事業は第一揚水機場の除塵機
の整備補修及び除塵機制御盤の更新を実施致し
ます。

・受注者 三和メイテック 株式会社

・工期 令和元年11月15日～令和2年3月19日



除塵機



除塵機制御盤

第15回 写真コンテスト受賞作品



最優秀賞
『秋、喜び』
庄司 渡さん



理事長賞『雪中田植え』 杉山 正廣さん



会長賞『はじめての田植え』 大川 一利さん



優秀賞『楽しい収穫の日に』 太田 町子さん



入選『祝・豊作』
阿部 繁喜さん



入選『パパ、柿とって!』
小林 弥生さん



優秀賞『泥んこ田植え』 佐藤 京介さん



入選『御田植』
菅原 真一さん



入選『One Team』
阿曾 文平さん

令和2年度執行 任期満了に伴う総代選挙・役員選任について

【総代選挙】 現総代の任期は令和2年5月6日で満了となります。

総代の選挙については、任期満了の日前60日から10日以内に行うこととなっております。

土地改良法の一部改正による総代選挙の管理の変更について

平成31年4月1日に土地改良法の一部を改正する法律が施行されました。

土地改良区総代選挙については、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の定款に定めるところにより当土地改良区管理のもとに選挙を実施することとなります。

【役員選任】 現役員の任期は令和2年6月8日で満了となります。

役員の選任については、任期満了の日前60日から10日までに行うこととなっており、役員推薦委員会を経て総代会で選任されることになります。

各選挙(選任)区域における総代の定数は次のとおりです。

選挙区	選挙区域		総代数(人)
第1選挙区	鶴岡市	羽黒町川代、羽黒町玉川、羽黒町大口、羽黒町市野山、羽黒町増川新田、羽黒町野荒町、羽黒町戸野、羽黒町中里、羽黒町川屋、羽黒町染興屋、羽黒町川行、羽黒町小増川、羽黒町金森目、羽黒町荒川、羽黒町仙道、羽黒町十文字、羽黒町坂ノ下	19
第2選挙区	鶴岡市	東堀越、蛸井興屋、上中野目、鷺畠、川尻、平足、工藤、無音、藤島閑根、模、大川渡、谷地興屋、下中野目、柳久瀬	14
第3選挙区	鶴岡市	羽黒町荒川、羽黒町仙道、羽黒町野田、羽黒町川代、羽黒町上野新田、羽黒町猪俣新田、羽黒町黒瀬、田代、たらのき代	10

※組合員の資格に交替がある場合(売買・死亡等)には、事前に土地改良区へ届出願います。

尚、届出には印鑑が必要です。詳細については当土地改良区まで問い合わせ下さい。

手続きのお願い

次のような場合は、必ず土地改良区に届け出をお願い致します。



- ◆ 農地の移動、売買、賃貸借、贈与等
- ◆ 土地の所有者の組合員が亡くなられたとき
- ◆ 農業者年金等による経営移譲
- ◆ 住所、賦課金の振替口座を変更するとき
- ◆ 農地を転用するとき

農業委員会、JA庄内たがわ羽黒支所・藤島支所の窓口でも届出はできますのでご利用下さい。

※滞納賦課金のある土地を売買や賃貸借により取得すると、取得した組合員が承継し、納付することになりますのでご注意ください。(土地改良法第42条)